簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式に係る手続開始の公示 (建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成23年5月18日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 上原 勇賢

1.業務概要

(1)業務名 平成23年度北部国道管内交通円滑化検討業務

(電子入札対象案件)

(2)業務の目的

本業務は、「北部国道事務所管内交通円滑化総合計画(案)」の策定に向けて、 北部国道事務所管内の交通状況を整理するとともに、併せて道路整備やまちづく りの進展等により新たに発生してきた交通問題を抽出し、対策の立案を行うもの である。

(3)業務内容

· 交通円滑化検討業務

計画・準備	1 式
・交通円滑化総合計画立案	
交通データの収集・分析	1 式
利用者ニーズの把握	1 式
渋滞箇所の抽出・分析	1 式
交通量推計	1 式
道路ネットワークによる対策案の検討	1 式
渋滞対策WG開催運営及び資料作成	1 式
・中部圏域幹線道路網整備方針の検討	
交通量推計	1 式
新規道路整備の必要性の検討	1 式
検討会開催運営及び資料作成	1 式
・報告書作成	1 式

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。 「北部国道管内交通円滑化総合計画(案)」の策定に向けての取り組みについ て

- (4)履行期間 契約締結の翌日~平成24年3月30日
- (5) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の 制限等」の試行業務である。
- (6) 本業務は資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入

札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2.参加資格

参加表明書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に 掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1)単体企業

- 1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70 条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2)沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務 に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。
- 3)沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている 期間中でないこと。
- 4)警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- 5) 別途発注済の「平成 23 年度北部国道事務所管理関係資料整理業務」、「平成 23 年度北部国道事務所改築関係資料整理(その1)業務」、「平成 23 年度北部国道事務所改築関係資料整理(その2)業務」の受託者(一般社団法人沖縄しまたて協会)と資本若しくは人事面(出向元および派遣元を含む)において関連がないものであること。

(2)設計共同体

- 1)2.(1)に揚げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成23年5月18日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示)に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から平成23年度北部国道管内交通円滑化検討業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けている者であること。
- 2)各構成員は実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置できること。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。
- 3)業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- (3)参加表明者の提出者に対する要件

以下の要件を満たすこと。

参加表明書を提出する者は、平成13年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。なお、設計共同体の場合は構成員のすべての者が1件以上の実積を有すること。

同種業務:「交通需要マネジメント」、「交通円滑化」、「将来交通量推計」の いずれかに関する業務 ・ただし、契約金額が500万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、 特殊法人、独立行政法人に限る。

実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)又は、「沖縄総合事務局開発建設部(営繕事業及び港湾・空港関連を除く。)業務委託等成績評定要領」(平成20年9月30日付け府開技術第130号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

平成21年度から平成22年度までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省発注業務(営繕事業及び港湾・空港関連を除く。)の「企業」の業務成績の平均が2年連続60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省発注業務(営繕事業及び港湾・空港関係を除く)の実績がない場合は、この限りではない。

業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に 業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4)配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は平成23年6月6日(月)を予定する。

予定管理技術者

予定管理技術者については下記の全ての要件を満たす者であることとする。

- (ア)下記のいずれかの資格を有する者
 - [1]技術士(総合技術監理部門又は建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - [2] R C C M (道路部門又は都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- (イ)下記の実績を有する者。
 - [1]平成13年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。なお、設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が管理技術者を配置すること。

同種業務:「交通需要マネジメント」、「交通円滑化」、「将来交通量推計」 のいずれかに関する業務

- ・ただし、契約金額が500万円以上の業務で発注機関は国、地方公共 団体、特殊法人、独立行政法人に限る。
- ・職務上従事した立場は管理(主任)技術者又は担当技術者とし、照査技術者として従事した業務は除く。
- ・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省の発注した業務(営繕事業及び港湾・空港関連を除く。)以外の業務は、この限りではない。
- (ウ)参加表明書提出期限日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは、管理(主任)技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

参加表明書提出期限日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」(昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号)第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件(参加表明書提出期限日現在での手持ち業務量に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- [1]当該管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- [2]当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3]当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4]手持ち業務量が当該業務の業務説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- (エ)平成21年度から平成22年度までに完了した業務について、管理(主任)技術者として担当した沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省発注業務(営繕事業及び港湾・空港関連を除く。)の業務成績の平均が2年連続60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省 発注業務(営繕事業及び港湾・空港関連を除く。)の実績がない場合は、 この限りではない。

(オ)技術提案書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加表明書の提出期限日において、雇用関係にあること。

予定照查技術者

- 予定照査技術者については下記の全ての要件を満たす者であることとする。
 - (ア)下記のいずれかの資格を有する者
 - [1]技術士(総合技術監理部門又は建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - [2] R C C M (道路部門又は都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - (イ)下記の実績を有する者。
 - [1]平成13年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。
 - 同種業務:「交通需要マネジメント」、「交通円滑化」、「将来交通量推計」 のいずれかに関する業務
 - ・ただし、契約金額が500万円以上の業務で発注機関は国、地方公共 団体、特殊法人、独立行政法人に限る。
 - ・職務上従事した立場は管理(主任)技術者又は照査技術者として従事した業務とする。
 - ・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省の発注した業務(営繕事業及び港湾・空港関連を除く。)以外の業務は、この限りではない。

選定されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない時は、書類不備により、選定されるために必要な要件の確認ができないものとして失格とする場合がある。

3.技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案者の提出者が6者以上となった場合は、下記の基準に基づいて上位5者を選定する。

- (1)専門分野別の技術部門登録の状況
- (2)同種業務の実績、業務成績、業務表彰経験の有無、事故及び不誠実な行為
- (3)配置予定技術者の資格、同種似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、優 秀技術者表彰経験の有無、手持ち業務の状況
- 4 . 技術提案書を特定するための評価基準
 - (1)技術職員の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業

務成績、優秀技術者表彰経験の有無

(2)業務実施方針及び手法

説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

- (3)特定テーマに対する技術提案
- (4)見積の妥当性
- 5. 手続等
 - (1)担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係

電 話: 0980-52-4350 FAX: 0980-52-1131

(2)業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書は、電子入札システムより交付する。

交付期間: 平成23年5月18日(水)から平成23年5月26日(木) までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から18時00分 まで」とする。

但し、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記5.(1)担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。 この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3)参加表明書を提出できる者の範囲

技術提案書を提出する時において、上記2.(1) 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4)参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限: 平成23年5月19日(木)から平成23年5月26日(木)17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)する場合は、平成23年5月26日(木)17時15分までに上記5.(1)に必着とする。

提出場所: 上記5.(1)に同じ。

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を 得て紙による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残 るものに限る)。

(5)技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

受領期限: 平成23年6月7日(火)から平成23年6月14日(火)17 時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書 留郵便等の配達の記録が残るものに限る)する場合は、平成23年 6月14日(火)17時15分までに上記5.(1)に必着とする。

提出場所: 上記5.(1)に同じ。

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を 得て紙による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残 るものに限る)。

(6)ヒアリング

1)以下のとおりヒアリングを行う。

実施場所:北部国道事務所 2階 大会議室

実施期間:平成23年6月17日(金)

ヒアリングの時間はヒアリング実施対象者に通知する。

出席者:配置予定管理技術者

ヒアリングの時間の通知日は平成23年6月6日(月)を予定している。

2)ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

取り組み姿勢・実施方針等について

特定テーマに対する技術提案

参考見積について

- 3)ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- 4)参加資格を満足していない場合および提出される技術提案書等において内容が 殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合はヒアリングは実施しない。
- 5)ヒアリング時間は、提出された技術提案書に対するプレゼンテーション20分以内、 質疑応答20分以内の合計40分を予定している。
- (7)技術提案書の特定予定

技術提案書の特定予定日:平成23年6月30日(木)

6. その他

- (1)手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約保証金 免除。
- (3)契約書作成の要否 要。
- (4)関連情報を入手するための照会窓口 上記5.(1)に同じ。
- (5)2.(1) 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない 単体企業又は2.(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一 般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。) も5.(4)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の 提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提 案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (6)詳細は業務説明書による。